令和4年度学校いじめ防止基本方針(概要版)

長崎県立佐世保工業高等学校 全日制

【目指す生徒像】

- 1 命の尊さや、個人の尊厳を重んじ、自然と平和を大切にする生徒を育成する。
- 2 正義と責任、協調の精神及び公共の精神を養う。
- 3 勤労を重んじ、工業技術の発展に寄与できるとともに、工業立国を担う実践的な工業人の育成に努める。

【いじめに対する基本姿勢】

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。 「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識をもつ。 「いじめられている生徒を最後まで守り抜く」という信念をもつ。

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、相談部主任、学年主任、養護教諭、該当学科主任、該当学級担任、該当部活動顧問、PTA会長

【いじめの防止】

〔教職員〕校内指導体制の確立、教職員の指導力向上、生徒の心の教育

〔生 徒〕人権意識の向上、自己指導力の向上、諸活動への主体的な取組

〔保護者〕学校基本方針の確認、子どもの観察、学校や地域との連携

【いじめの早期発見】

〔教職員〕生徒の観察・情報交換、アンケート調査・個人面談、相談体制の整備

〔生 徒〕友人への声掛け、担任等への相談

〔保護者〕子どもとのコミュニケーション、保護者間の連携、担任等への相談

【いじめに対する措置】

〔教職員〕組織的な対応(いじめ対策委員会)、被害生徒・保護者の支援、加害生徒・保護者の指導・支援、関係機関との連携

〔生 徒〕学校生活の振り返り、再発防止に向けた環境づくり

〔保護者〕学校への相談、学校との連携、外部機関等への相談